

本検討会議における検討経過

これまでの本検討会議での議論を踏まえ、検討してきた内容について整理する。

<検討経過>

時期	内容
令和2年1月17日	第1回会議開催 (議題) ●本検討会議設置に至る経過 ●本検討会議の論点 ●仙台市の現状 ●現行施策と今後の取り組み ●仙台市の財政状況 ●財源確保の事例
令和2年1月20日 ～1月31日	交流人口拡大のための施策に関するアンケート実施 (質問内容) ●仙台市が取り組むべき施策等についての自由記述 ●その他自由記述 等
令和2年1月27日	第2回会議開催 (議題) ●前回会議で頂いたご意見 ●今後必要な施策と事業規模 ●財源確保策についての論点

1. 仙台市の現状

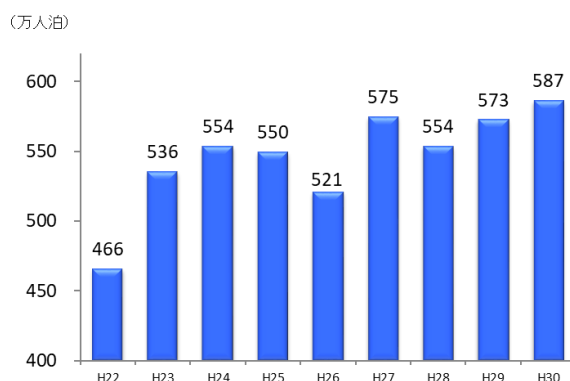
(1) 交流人口を取り巻く状況

① 宿泊者数および外国人宿泊者数の推移

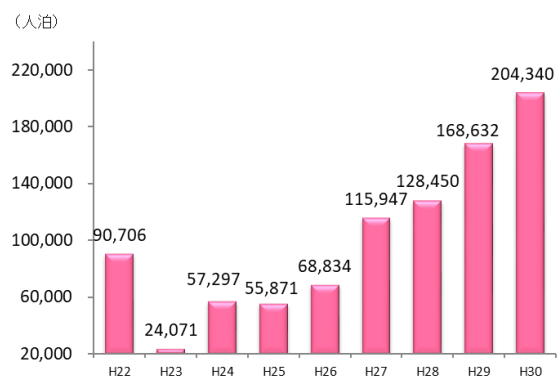
仙台市の宿泊者数は、東日本大震災のあった平成23年以降、復興関係の需要により増加していたが、平成26年に521万人に低下した。近年は微増にとどまっている。

外国人宿泊者数については、震災の年(平成23年)に24,071人まで低下したものの、平成27年には過去最高を記録し、その後も順調に推移している。

<仙台市の宿泊数の推移>



<仙台市の外国人宿泊数の推移>

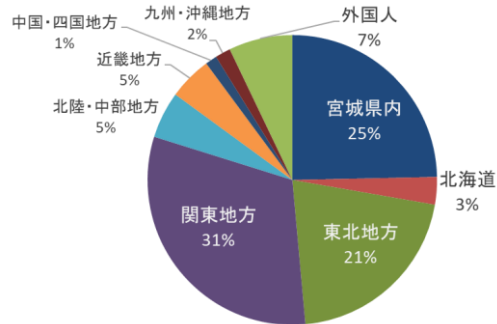


出典：仙台市観光統計基礎データ

② 宿泊者数の居住地別内訳

仙台市の宿泊者数について、仙台市が行った宿泊施設への調査により居住地の回答が得られた 2,872,420 人の内訳を見ると、関東からの宿泊者が最も多く 31%、次いで宮城県内 25%、東北地方 21%となり、この3地域で全体の 77%を占める。また、外国人は 7%を占める。

＜宿泊者の居住地別内訳(H30)＞

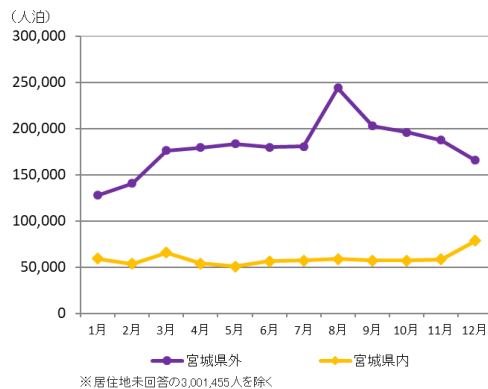


出典：仙台市観光統計基礎データ

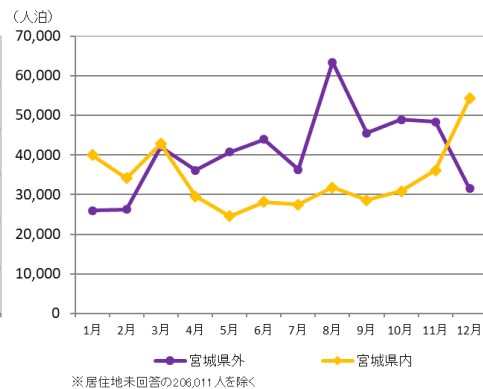
③ 宿泊者数の月別内訳

宿泊者数の変動を月別に見ると、冬季は県外客の宿泊者数が大幅に減少し、県内客の宿泊者数が増加する傾向がある。秋保温泉・作並温泉では、その傾向が強い。また、夏季は県外客が多く訪れている。

＜仙台市内の宿泊者数の月別内訳(H30)＞



＜秋保温泉・作並温泉の宿泊者数の月別内訳(H30)＞

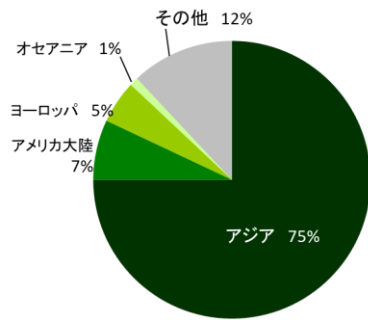


出典：仙台市観光統計基礎データ

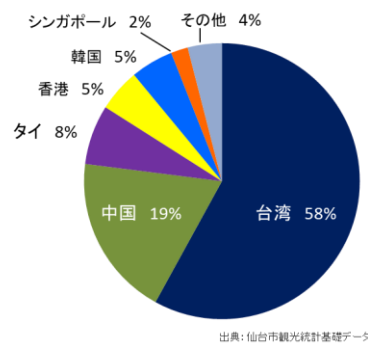
④ 外国人宿泊者数の地域別内訳

外国人宿泊者数を地域別に見ると、アジア地域からの宿泊者数が 75%を占める。アジア地域の内訳としては、台湾が 58%と半数以上を占め、次いで中国 19%、タイ 8%となっている。

＜地域別内訳(H30)＞



＜アジア地域の内訳(H30)＞

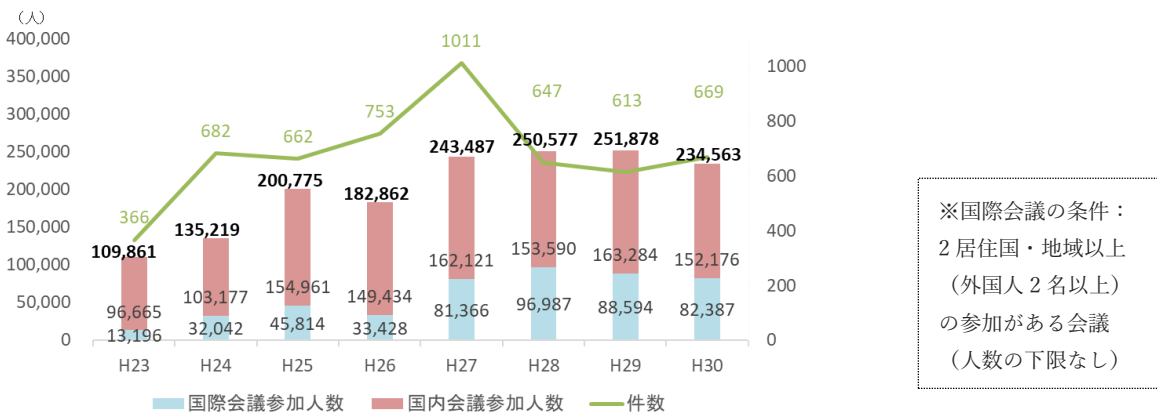


出典：仙台市観光統計基礎データ

⑤ コンベンション、国際会議開催状況

(公財) 仙台観光国際協会データによると、コンベンション参加人数合計は平成 27 年以降 20 万人以上、国際会議参加人数は平成 27 年以降 8 万人以上で推移している。

＜コンベンション(学会・大会等)開催件数と参加人数の推移＞

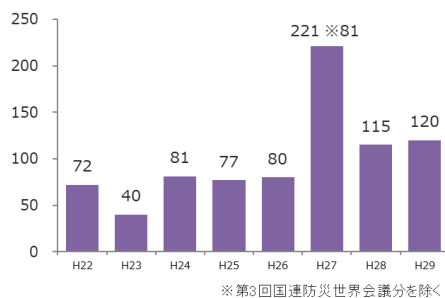


※国際会議の条件：
2 居住国・地域以上
(外国人 2 名以上)
の参加がある会議
(人数の下限なし)

出典(公財) 仙台観光国際協会データをもとに仙台市作成(令和2年1月10日現在)

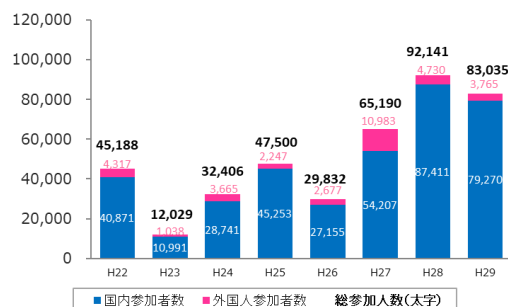
また、日本政府観光局 (JNTO) 国際会議統計によると、国際会議の件数及び参加人数は、平成 23 年は東日本大震災の影響により大きく減少している。一方、平成 27 年は第 3 回国連防災世界会議に関連した会議などの開催により、件数は前年と比べ 141 件増加し、外国人も多数参加した。

＜国際会議開催件数の推移＞



※第3回国連防災世界会議分を除く

＜国際会議参加人数の推移＞



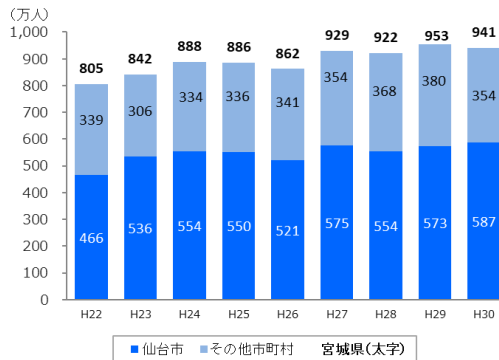
※国際会議の条件：
3 居住国・地域以上の参加がある会議
(総参加者数 50 名以上)

出典：日本政府観光局(JNTO)国際会議統計

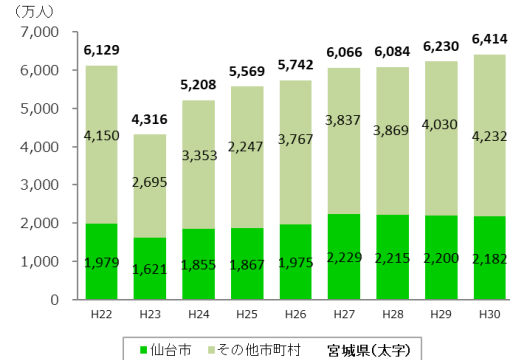
⑥ 宮城県に対する仙台市の宿泊者数・観光客入込数

宮城県に占める仙台市の宿泊者数は、平成 23 年以降、60%台で推移し、観光客入込数は 30%台で推移している。

＜宮城県の宿泊者数＞



＜宮城県の観光客入込数＞

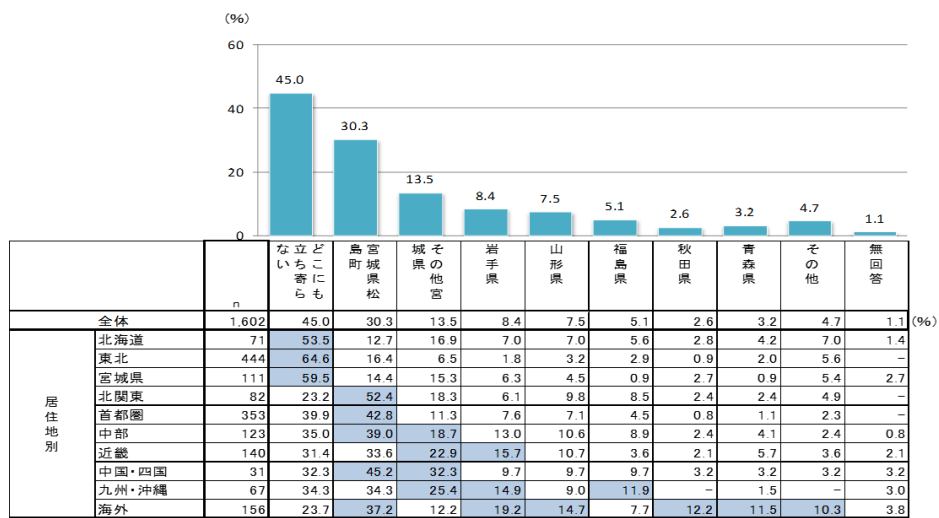


出典：宮城県観光統計概要

⑦ 仙台市来訪者の行動特性

仙台市来訪者へのアンケート調査の結果、半数以上が仙台市訪問の前後に仙台市以外の周辺地域を訪れた（訪れる）と回答している。「宮城県松島町」が 30.3%と最も多く、以下、「仙台・松島以外の宮城県内」が 13.5%、「岩手県」8.4%、「山形県」7.5%となっている。

＜仙台市周辺地域の訪問場所＞



※ 全体を6ポイント以上上回る値

出典：平成27年度観光客動態調査(仙台市)

仙台市外国人観光客動態調査によると、仙台市を訪れた外国人の入国・出国空港は、成田空港に次いで仙台空港が多い。また、仙台の前後に訪れた場所としては、東京が最も多いが、東北各地も上位にある。

<入国・出国空港の関係>

入国	新千歳空港	仙台空港	成田空港	羽田空港	中部国際空港	関西国際空港	福岡空港	その他	無回答
新千歳空港	5 0.4	4 0.3	10 0.8	4 0.3	- 0.1	1 0.1	- 0.2	2 0.2	-
仙台空港	2 0.2	262 21.1	17 1.4	3 0.2	- 0.2	2 0.2	2 0.2	4 0.3	12 1.0
成田空港	7 0.6	34 2.7	391 31.5	47 3.8	1 0.1	8 0.6	- 0.3	4 0.3	33 2.7
羽田空港	3 0.2	11 0.9	47 3.8	115 9.3	2 0.2	8 0.6	- 0.1	1 0.1	15 1.2
中部国際空港	-	1 0.1	4 0.3	-	6 0.5	1 0.1	-	-	1 0.1
関西国際空港	-	16 1.3	15 1.2	8 0.6	-	21 1.7	-	-	4 0.3
福岡空港	1 0.1	1 0.1	3 0.2	2 0.2	-	-	3 0.2	-	-
その他	2 0.2	18 1.4	1 0.1	1 0.1	-	2 0.2	-	21 1.7	3 0.2
無回答	-	8 0.6	7 0.6	3 0.2	-	-	1 0.1	1 0.1	30 2.4

<仙台市の前後に訪れた・訪れる場所>

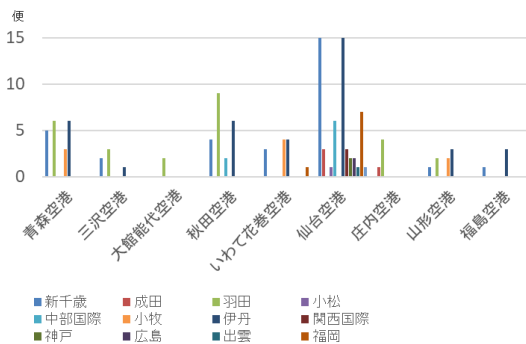
全体	
順位	調査数 (n=1,242)
1	東京 60.5%
2	京都 22.0%
3	大阪 19.5%
4	北海道 18.9%
5	青森 17.2%
6	岩手 13.8%
7	山形(蔵王以外) 13.4%
8	秋田 11.4%
9	松島 10.4%
10	奈良 8.9%
	未定・なし 14.7%

出典：平成28年度仙台市外国人観光客動態調査報告書

⑧ 東北のゲートウェイ機能を担う仙台市

東北地方の空港における国内線・国際線の定期便数及び東北新幹線の駅別乗車人員を比較すると、仙台空港・仙台駅がいずれも際立って多く、仙台市は東北における交流人口の拠点としての機能を有している。

<東北地方の空港の国内線定期便数(日)>

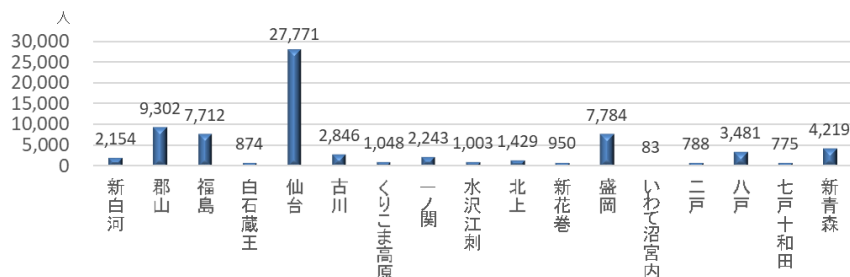


<東北地方の空港の国際線定期便数(週)>

空港名	定期便路線	便数(週)
青森空港	青森-ソウル	3
	青森-台北	5
いわて花巻空港	花巻-台北	2
	花巻-上海	2
仙台空港	仙台-ソウル	7
	仙台-大連	2
	仙台-北京	2
	仙台-上海	2
	仙台-台北	19
	仙台-バンコク	3

出典：各空港ホームページ等(令和2年1月現在)

<東北新幹線の駅別乗車人員(平成30年度、日平均、定期利用者含む)>



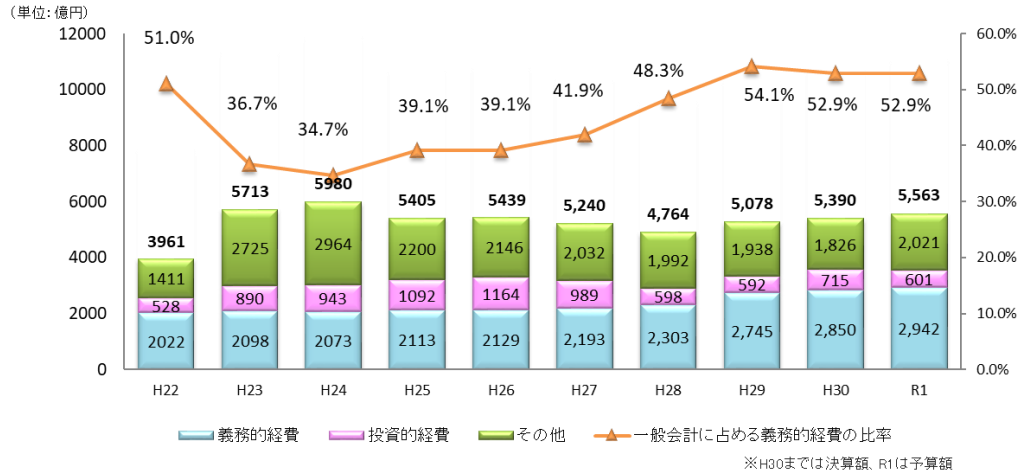
出典：東日本旅客鉄道(株)ホームページ

(2) 仙台市の財政状況

① 歳出の状況

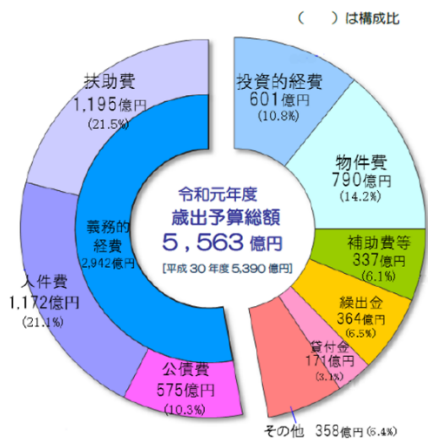
仙台市の一般会計歳出予算は 5,000～5,500 億円で推移している。義務的経費は増加し続けており、一般会計に占める割合は平成 29 年度以降 50%以上で推移している。

＜仙台市の一般会計(歳出)の推移＞

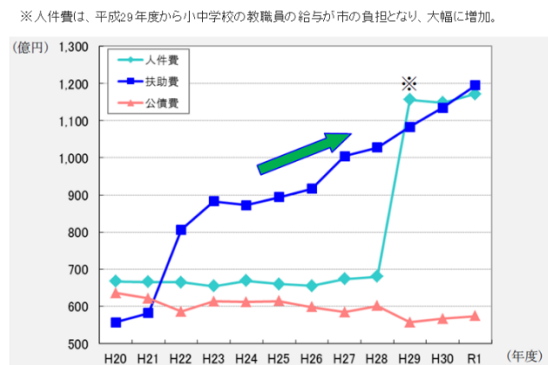


令和元年度予算における義務的経費の総額は 2,942 億円で、前年度から 92 億円増加している。特に扶助費が年々増加し、令和元年度の扶助費は、前年度から 60 億円増加している。

＜仙台市の性質別歳出(R1 予算)＞



＜仙台市の義務的経費の推移＞



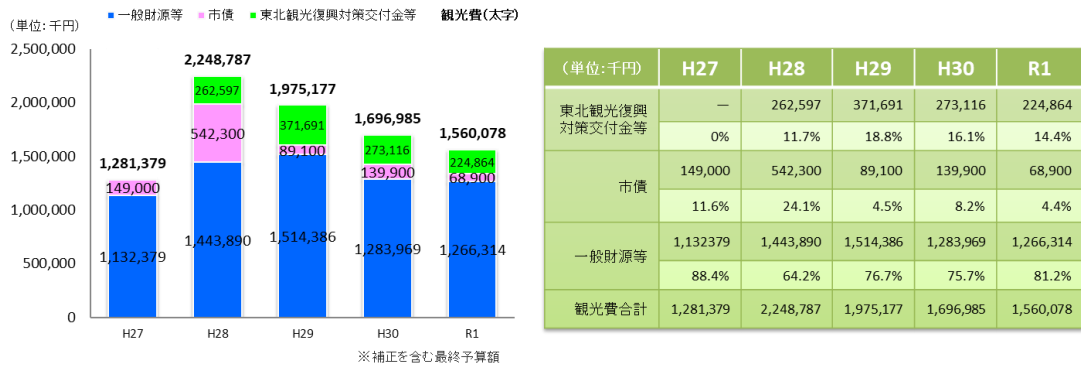
出典：みんなの財政のミカタ 令和元年度予算版(仙台市)

② 観光費の推移及び財源

仙台市の歳出予算のうち、観光費は平成 28 年度以降減少し、令和元年度は 15.6 億円となっている。平成 28 年度に創設された東北観光復興対策交付金等の割合は、12～19%で推移しており、令和元年度は 14%となっている。

平成 28 年度は仙台国際センター施設整備事業等により、市債等が大幅に増加している。

<仙台市の観光費の推移>



③ 中期財政見通し

収入について、市税収入は堅調に推移する一方、地方交付税は市税収入等の推移と連動して減少する見通し。その他の財源については、普通建設事業の進捗などに連動して推移する見通しである。

支出について、復興事業の進捗により減少する要素がある一方、社会保障費や、公共施設の長寿命化対策及び更新に係る経費が確実に増加していく見込みである。

収支差について、収支差に対応する財源対策は限りがあるため、将来を見通した財政基盤の強化が重要である。

<今後の収入と支出(普通会計)の見通し>

今後の収入と支出(普通会計)の見通し			(単位 億円)		
		令和元年度	2年度	3年度	4年度
収入	市 税	2,189	2,195	2,220	2,247
	地方交付税	213	149	126	121
	国・県支出金	1,168	1,182	1,172	1,196
	市 債	503	498	520	543
	そ の 他	1,460	1,130	1,205	1,120
	合 計	5,533	5,154	5,243	5,227
支出	人 件 費	1,172	1,177	1,187	1,195
	扶 助 費	1,171	1,237	1,248	1,261
	公 債 費	598	595	621	628
	普通建設事業費	627	599	596	652
	そ の 他	1,965	1,784	1,862	1,780
	合 計	5,533	5,392	5,514	5,516
収 支 差			△ 238	△ 271	△ 289

出典: みんなの財政のミカタ 令和元年度予算版(仙台市)

2. 現行施策と今後の取り組み

(1) 平成 30 年度の主な施策と成果

観光費合計：約17.0億円

主な事業	交付金	主な関連指標【H30年度】
方向性①関連（魅力的なコンテンツの発掘・創出）		・仙台・青葉まつり 90万人 ・仙台七夕まつり 202.6万人 ・定禅寺ストリートジャズフェスティバル 72万人 ・SENDAI光のページェント 236万人 ・西部地区活性化支援助成金交付実績 16件
・まつり等開催支援【130,911千円】		
・西部地区活性化支援助成金【15,000千円】		
・VRによる歴史的風景の再現【33,240千円】	○	
方向性②関連（快適な受入環境づくりの推進）		・るーぶる仙台乗車人数 58.5万人 ・秋保里センター利用者数 10.7万人 ・秋保ビジターセンター利用者数 1.7万人 ・仙台市観光情報センター利用者数 18.0万人★
・るーぶる仙台新規バス車両購入【64,899千円】		
・秋保大滝駐車場・秋保大滝植物園・磐司駐車場整備【82,234千円】	○	
・観光施設整備（秋保ビジターセンターシャワー設置等）【80,245千円】		
・観光施設運営（公衆トイレ・定義交流センター・秋保大滝レストハウス・秋保里センター・秋保ビジターセンター等）【112,313千円】		
・東部地区受入環境整備（深沼海水浴場）【32,000千円】		
・インバウンド受入環境の充実（Wi-Fi整備、多言語マップ作成等）【18,601千円】	一部	
方向性③関連（国内外への効果的なプロモーション）		・観光客入込数 2,182万人★ ・宿泊者数 587万人★ ・外国人宿泊者数 20.4万人★
・仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金【20,000千円】		
・新観光ガイドブック作成【10,675千円】		
・西部地区観光展【4,000千円】		
・伊達武将隊を活用した誘客【32,178千円】		
・首都圏シティセールス（仙台の夕べ開催）【11,791千円】		
・タイや台湾などを対象とした戦略的なプロモーション【70,117千円】	一部	
・中心部観光案内所運営【22,937千円】	一部	
・外国人視点による滞在コンテンツ発掘【15,000千円】	○	
・外国人観光客消費拡大キャンペーン【15,000千円】	○	
方向性④関連（MICE参加者やビジネス客向け施策）		・コンベンション開催件数 669件★ ・国内会議参加者数 152,176人★ ・国際会議参加者数 82,387人★ ※仙台観光国際協会データをもとに集計（R2.1.10現在）
・コンベンション開催助成金等【31,500千円】		
・MICEサポートセンター運営【10,843千円】		
・仙台国際センター運営・施設整備【89,980千円】		
・仙台国際センターの情報発信強化【9,000千円】	○	
方向性⑤関連（東北のゲートウェイ機能の強化）		・東北6県の外国人宿泊者数 129万人★ ※出典：観光庁宿泊旅行統計調査（従業者数10人以上の施設）
・東北絆まつりの開催【7,704千円】		
・東北連携による海外プロモーション【22,278千円】	○	
・復興ツーリズムの推進【18,400千円】	○	
・東北の魅力発信拠点「ライブラリーパーク」設置【35,868千円】		
・東北の観光案内所のネットワーク化【22,000千円】	○	
方向性⑥関連（官民連携による推進体制の確立）		※事業実績は方向性①～⑤に含まれる
・仙台観光国際協会運営（方向性①～⑤に係るものを除く）【243,576千円】		

★は平成30年の実績

《注記》

- ※ 予算額は補正を含む最終予算額である
- ※ 平成30年度観光費合計約17.0億円のうち、主な事業のみ掲載している
- ※ 仙台市の交流人口拡大施策を性質別に区分したものであり、予算書等における区分とは異なる
- ※ 「交付金」は東北観光復興対策交付金。「○」は当該事業の全額が対象となっているもの、「一部」は当該事業のうちの一部の事業が対象となっているもの

(2) 仙台市交流人口ビジネス活性化戦略

仙台市においては、平成31年3月に「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略」を策定し、令和元年度から3年間を対象期間とし、取り組みを進めている。これは、観光のみならず、ビジネスやスポーツ観戦など、様々な目的で仙台を訪れる「交流人口」を対象にしており、交流人口を拡大させるだけではなく、消費を拡大し、地域経済の活性化を図ることに力点を置いている。6つの重点プロジェクトを定め、令和3年までに宿泊者数を過去最高の600万人泊とすることを目標としている。

<仙台市交流人口ビジネス活性化戦略の概要>



仙台市交流人口ビジネス活性化戦略の進捗状況として、現在取り組んでいる主な取り組み例を以下に挙げる。

① 日本一の体験プログラム創出事業

令和元年10月開設

- 市内での滞在時間を延ばし、宿泊につなげることを目的に実施
- 3年間で1000本のプログラムを発掘・創出し、日本一の体験都市を目指す
- 仙台・宮城の豊かな自然や祭り、歴史・文化、スポーツ、食など多彩な体験プログラムを掲載した専用ウェブサイトを開設



仙台旅先体験 コレクション

わたしの“したい”がきっとみつかる
仙台の楽しい体験が満載の情報サイト
日本語サイト: <https://sendai-experience.com/ja/>
英語サイト: <https://sendai-experience.com/en/>



日本語版



英語版

② 交流人口ビジネス表彰

目的


優良事例やビジネスプランのアイデアを表彰し、水平展開することで、観光関連事業者の新たな取り組みや担い手の発掘・育成を促進する。

表彰区分

- ビジネス部門：既存事業等
- アイデア部門：ビジネスプランのアイデア


募集期間

令和元年12月20日から令和2年2月7日
→ 令和2年3月18日に公開審査会・表彰式




③ インバウンド・アウトバウンドの促進

- タイ及び台湾を重点ターゲットとし、インバウンド誘致のための各種取組みを展開
- 仙台空港発着の国際定期便の路線数拡大
 - 《今年度の状況》
 - 4月 台北線増便
 - 7月 台北線増便→週19便化
 - 10月 バンコク線再開(週3便)
 - 11月 大連線再開(週2便)
- 仙台空港発着路線の維持・拡大に向けたアウトバウンド促進のための取組み
 - 《今年度の取組み例》
 - ・第7回タイフェスティバルin仙台2019の開催
 - ・バンコク線就航記念番組の放映
 - ・中心部商店街へのバンコク線就航記念バナーの掲出
 - ・藤崎「台湾ウィーク」におけるトークイベントの開催
 - ・台湾観光を特集したテレビ番組の放映



▲仙台-バンコク線就航記念セレモニーの様子




▲台湾観光を特集したテレビ番組の放映

④ コンベンションや企業内会議・研修会等(MICE)の誘致

◇観光庁から選定されたグローバルMICE都市※として、MICE誘致のための各種取組を展開
※仙台市を含む12都市


■「米国電気電子学会国際磁気会議 (INTERMAG2023)」の誘致成功

- 磁気分野で世界最大規模の国際会議
- 令和5年5月開催予定
- 約50カ国から、1,500名が参加予定



■会議参加者の中心部商店街への回遊促進・消費拡大

- (株)豚崎と連携し、仙台国際センターで東北・仙台のお土産・地酒を展示

- コンベンション(C)を中心に、企業内会議・研修会等(MI)もターゲットに加えた誘致セールスを実施。
- 会議開催をさらなる地域経済の活性化につなげるため、会議参加者の中心部商店街等への回遊促進・消費拡大に取り組む。

■ MICE
企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

⑤ 二次交通の充実

■ るーぶる仙台

乗車人数の推移

年	乗車人数(万人)
2010	43.6
2011	21.8
2012	28.9
2013	33.0
2014	33.8
2015	41.6
2016	44.4
2017	54.0
2018	58.5

▲るーぶる仙台特別運行「光のページェント号」

■ 定額タクシー

- 宮城県タクシー協会仙台地区総支部、仙台観光国際協会と連携協定締結(H30年12月)。
- 旅行者の移動手段の充実のため、定額タクシーの普及促進を目指す。
(仙台空港定額タクシーH31年2月開始)

▲タクシー協会との協定締結式

■ MaaS(Mobility as a Service)

- 東日本旅客鉄道(株)、宮城県とともに観光型MaaSを検討

⑥ 東北ゲートウェイ推進

■ 東北の食材を活用するカフェ・レストラン「Route 227s' Cafe(ルート227カフェ)」

令和元年8月オープン

▲定禅寺通に面して設置されたオープンデッキ

■ 東北の美酒と食に着目したツーリズム推進

▲今年度は10件のプログラムを達成予定

トピックス 世界的なメディアが“TOHOKU”に注目！

世界有数の旅行ガイドブック「ロンリープラネット」の旅行先ランキング「Best in Travel2020」(地域編)で、東北地方が世界3位に選出。

世界的な雑誌「ナショナルジオグラフィック」の「Best Trip of 2020」で、東北地方が世界各地から選ばれた25カ所のうちの一つに。

(3) 交流人口拡大施策の課題と方向性

仙台市の交流人口拡大施策に関する課題を以下のとおり整理し、今後の方向性について検討した。

課題	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に知名度のある観光地が少ない ● 旅行形態の変化(団体旅行→個人旅行、モノ消費→コ消費)に対応する体験型のプログラムが少ない ● 急増するインバウンド需要を十分に取込めていない 	国内外の旅行者を魅了する、体験型のコンテンツ創出が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● GW や夏休みに観光客が増える一方、冬季に落ち込むなど、季節によって旅行者に変動があり、一年を通じた誘客が必要 ● 年間を通じて常時楽しめるコンテンツや「朝」「夜」「冬」のコンテンツが乏しい 	宿泊施設や観光施設の稼働率を向上させるため、閑散期の対策が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 季節によって旅行者に変動があり、事業者の稼働率が下がる時期がある ● 市内事業者等の交流人口ビジネスに関する新たな取組みを知る機会の不足 ● 観光人材の不足 	市内の交流人口ビジネスに関わる事業者の育成・支援が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 旅行形態の変化(団体旅行→個人旅行、モノ消費→コ消費)に対応する体験型のプログラムが少ない ● 急増するインバウンド需要を十分に取込めていない ● 観光ニーズやメディアの多様化により、ターゲット層に情報を的確に届けられていない 	ターゲットを明確にした効果的なプロモーションが必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の観光地において、アクセスが不十分 ● 個人旅行化により、タクシー等の二次交通の需要が高まっている ● 外国語対応など、増加するインバウンドに対応できていない 	国内外からの旅行者が安心・快適に過ごせる環境整備が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 東北を訪れる旅行者は、国内・海外とも全国と比べて少ない ● 外国語対応など、増加するインバウンドに対応できていない ● 東北の観光地としての魅力が広く国内外に伝わっていない 	東北が一体となった取り組みの強化が必要

(4) 今後必要な交流人口拡大施策と事業規模

本市の独自性を活かした施策や各施策の効果検証を行う仕組みづくりなど新たな視点を加え、今後取り組むべき交流人口拡大施策について以下の6つの方向性を定め、さらなる施策の発展・拡充を図ることとする。

具体的な施策と事業規模として想定されるものは、次ページのとおり。

<p>方向性①</p> <p>年中訪れたいくなる、魅力的なコンテンツの発掘・創出</p> <p>多彩な資源を活かした体験プログラムの創出や、商店街等の魅力向上、都市型イベントの充実等により、年間を通じて来訪者が楽しめるまちを目指す</p>	<p>方向性④</p> <p>MICE参加者やビジネス客など、観光目的以外の旅行者向け施策の充実</p> <p>MICE参加者やビジネス客、スポーツ大会参加者・観戦者など、観光目的以外の旅行者向けの施策を充実させることにより、市内での滞在時間の延長を図る</p>
<p>方向性②</p> <p>ストレスフリーで旅行できる、快適な受入環境づくりの推進</p> <p>仙台を訪れる旅行者が便利で快適に滞在できるよう、二次交通の機能拡充や宿泊施設・観光施設等の機能向上を図る</p>	<p>方向性⑤</p> <p>県内・東北への旅行者の周遊促進を図る、東北のゲートウェイ機能の強化</p> <p>宮城や東北の魅力を発信することにより、仙台を訪れた旅行者の広域周遊を促進するとともに、東北各都市との連携を強化する</p>
<p>方向性③</p> <p>マーケティングを重視した、国内外への効果的なプロモーション</p> <p>デジタルマーケティングにより、ターゲットを明確化した効果的な情報発信を行い、国内外からの旅行者増加を目指す</p>	<p>方向性⑥</p> <p>持続的な交流人口拡大施策の実現に向けた、官民連携による推進体制の確立</p> <p>交流人口拡大施策をより効果的に展開するため、地域の関連団体や民間事業者との連携を図り、官民一体となった取り組みを推進する</p>

【今後必要な施策と事業規模(案)】

※ 個別事業費や総額については、今後必要な行政需要があることを示すために試算したものである。よって、新たな財源を活用した具体的な事業については、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

方向性① 年中訪れたいくなる、魅力的なコンテンツの発掘・創出

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
体験プログラム創出／まつり等開催支援／サイクルツーリズム推進／西部地区観光地域おこし協力隊 等	温泉や自然、歴史、音楽、スポーツ、食などの資源を活かした体験プログラム等による 魅力創出 ／閑散期の誘客を促進するコンテンツの開発／宿泊促進のための都市型イベント等の充実／商店街の回遊促進／観光施設整備 等	4～5億円

方向性② ストレスフリーで旅行できる、快適な受入環境づくりの推進

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
市内中心部環境整備(るーぶる仙台運営委託等)／西部地区環境整備(秋保・里センター運営等)／仙台市観光情報センター運営 等	市内観光地を結ぶ二次交通の機能向上／増加する外国人旅行者への対応強化(多言語化、トイレ洋式化等)／多様性に対応したバリアフリー化の推進／宿泊施設の受入環境向上／ 着地型情報発信の強化 等	3～4億円

方向性③ マーケティングを重視した、国内外への効果的なプロモーション

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
首都圏誘致セールス／伊達武将隊を活用した観光客誘致／WEB及びSNS等による情報発信／インフルエンサーやメディア等招請による情報発信 等	効果測定に基づく施策展開のためのデジタルマーケティングの推進／西日本からの誘客促進／タイや台湾などへの戦略的なプロモーションの拡充／アウトバウンド促進など航空路線の維持・拡大 等	3億円程度

方向性④ MICE 参加者やビジネス客など、観光目的以外の旅行者向け施策の充実

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
コンベンション誘致／企業系会議等誘致／MICE サポートセンター運営／コンベンション参加者の回遊性向上／仙台国際センター運営 等	観光目的以外の旅行者(MICE参加者 、ビジネス客、スポーツ大会参加者・観戦者等)の誘客／MICE参加者の回遊性向上／MICE参加者に対する市民の歓迎意識醸成／ユニークメニューの開発・利用促進 等	3億円程度

方向性⑤ 県内・東北への旅行者の周遊促進を図る、東北のゲートウェイ機能の強化

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
東北の観光案内所のネットワーク化／東京オリパラに向けたプロモーション／東北絆まつり開催／東北の食材を活用したカフェ・レストラン設置 等	東北連携による海外プロモーション強化／広域二次交通の機能拡充／立体観光の推進／東北の食文化を体験するツーリズムの推進／来仙旅行者の県内・東北への周遊促進 等	2～3億円

方向性⑥ 持続的な交流人口拡大施策の実現に向けた、官民連携による推進体制の確立

現在の主な事業	主な新規・拡充施策(案)	事業規模
仙台観光国際協会運営／交流人口ビジネス表彰制度 等	交流人口拡大施策の企画・実施・効果検証を行う 官民連携推進組織の設立・運営／ 次世代の観光を担う 人材の育成・確保／交流人口ビジネスに関わる起業支援や他業種からの参入促進／地域の観光マネジメント機能強化 等	3億円程度

事業規模合計 18～21 億円

【これまでの検討会議での意見】

(方向性①に関連する意見)

- 地域特性を活かし、魅力ある仙台市（山、海、食材、文化、歴史、プロスポーツ等の観光資源を活用したイベント等）をしっかりとアピールするとともに、新たな魅力を創出しながら交流人口の増大につなげていくことが必要。
- 来訪者の満足度を高めるためには、仙台市滞在により差別化された付加価値を感じる必要がある。
- 空き部屋やタクシーの空車、観光名所の閑散期など、オフピークの観光客を呼び込むイベントや施策が必要。
- ナイトエコノミー推進、温泉地への送客など宿泊数の増加につながる取り組みが重要。
- 宿泊につながるような施策としては、夜間滞在型の事業をどのように作り出すのが重要。実証実験などにより深堀りをして良いと思う。
- 仙台市独自の様々なポテンシャルを示して、どのように商店街が連携してサービスを提供していくのが重要。

(方向性②に関連する意見)

- 財源確保も大事だが、確保した場合には宣伝に力を入れて、二次交通を充実させてほしい。
- 秋保・作並という素晴らしい温泉地が車で20～30分の位置にあるので、他の観光地と結ぶ何らかの施策があるとよい。
- 仙台市のビジネスホテルに泊まった人が、続けて秋保に宿泊する場合にタクシー料金を割引にするなどの方策で宿泊日数が増えるなら、経済効果が出る。
- コンテンツの利用やそこまでの交通手段など、サービスを受けるために各個人が自助努力して情報収集しないとサービスにありつけないという状況がある。その対策に何等かの財源確保は必要。
- MaaSを使った実証実験をJR東日本と仙台市で行うという報道があった。仙台空港や仙台駅にきた方が、一気通貫で二次交通も使いながらホテル宿泊やショッピングができることになり、大変素晴らしい。アプリで予約もできるし、ビッグデータの活用や割引特典を付けることもできる。このチャンスをどう地域で活用できるのかも考えたい。

(方向性③に関連する意見)

- 新たな財源は、観光資源のマネジメントや、顧客の求める価値等のマーケティングなど、継続的な活動に使用すべき。
- ビッグデータを活用しない手はない。
- 観光は外から人を迎えるので、外に発信してしまいがちだが、県内・市内に対するアピールが必要。県民も多く温泉地を利用しており、宿泊税によるメリットもデメリットも享受する。
- インバウンドも重要であるが、まず仙台に人を呼ぶために何をすべきかを先行して考える必要がある。大多数の東北、関東圏の客をどう伸ばしていくのか、そしてもっと遠くからどう呼ぶのが重要。
- インバウンドが後れを取っているのは事実。伸びしろが大きいとも言えるので、常に意識する必要がある。
- 国内外問わず、アウトバウンドの施策も必要。海外への修学旅行を促進すれば、学校同士の関係も深まり、東北への修学旅行も増える。

(方向性④に関連する意見)

- MICE は会議参加者だけでなく、展示の設営業者などのスタッフ等も含めると効果は大きい。

- ビジネスで仙台に来た方に、仙台の魅力をどう PR するかが重要。プライベートでも来ようと思ってもらわなければならない。
- MICE やインセンティブツアーで来られる方は、会社の代表者、または表彰された方という「人生の旬」の方であり、発信力のあるインフルエンサーである。その方が地元に戻って仙台の PR をしてくれる。
- MICE の懇親会で仙台の食・酒などを用意するだけでなく、その産地など現地に行って楽しむような仕掛けを作ったり、仙台城跡や科学館などをユニークベニューとして使うことも必要。ユニークベニューなどの仕掛けには、英語対応など主催者や地域の方の負担が発生する。様々な苦労があっても仙台市の PR になるので、実施するための経済的な援助も一つの方法。

(方向性⑥に関連する意見)

- 宿泊が伴うと、夕食やお土産など、地域にお金が落ちて地域が活性化する。その認識を共有しなければ、宿泊業者の不公平感がなくなり協力が仰げない。
- 財源の適切な活用をチェックする機関として、また施策提案の場として、ラウンドテーブルなど継続的な会議体設置が必要。
- どういう施策でどういった方々とラウンドテーブルを囲むのかが見えてこない、観光に従事されている方だけ負担が大きくなるイメージがある。
- 観光を担っていく次世代の育成をしていかなければならない。観光産業を盛り上げるには、スマホ時代に合わせた動画作成やお金の決済、余暇の過ごし方など様々な知識が必要。若者や女性の視点も必要。
- 問題解決型の商品開発がトレンド。商店街やビジネスホテル、温泉など、例えば閑散期が伸びない具体的な課題を出し合って、その解決のために財源を活用するということが重要。
- 地域のマネジメントとマーケティングを実施し、宿泊税を責任管理できる組織または事業者が必要。
- 市全体として観光を軸としたエコシステム（魅力的なコンテンツがあり、そこにお金が落ち、そしてそのお金を観光業者が享受しながら、さらに質の高いサービス・コンテンツに昇華していくサイクル）を作っていくことが望ましい。

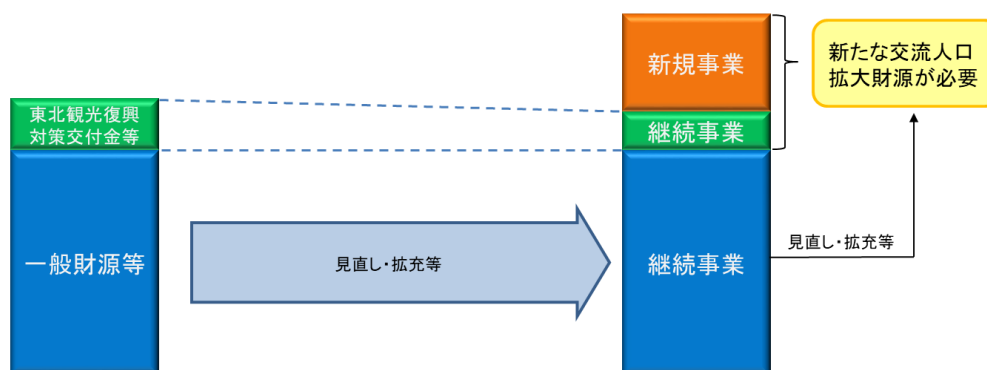
3. 新たな財源の必要性と確保策

(1) 新たな財源の必要性

仙台市の財政状況は、扶助費をはじめとした義務的経費が増加を続けており、財政構造の硬直化が進行している。また、仙台市の観光費の1割以上を占める東北観光復興対策交付金についても、令和2年度での終了が見込まれている。

一方で、仙台市が今後も持続的に発展するためには、交流人口拡大による地域経済の活性化が極めて重要である。観光における地域間競争が激しさを増す中、仙台市が国内外の旅行者から選ばれる都市となるためには、仙台ならではの観光コンテンツの磨き上げはもとより、市内観光地を結ぶ二次交通の充実や、観光庁の指定を受けたグローバルMICE都市の推進、東北のゲートウェイとしての広域観光の取り組みなど様々な施策を講じていくことが求められており、そのための財源確保が必要である。

<新たな財源の活用イメージ>



(2) 交流人口拡大財源の確保策

交流人口拡大財源の確保策について、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料及び寄附金が考えられる。

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】特定の費用のために課される税 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税</p> <p>◆規模：対象者の設定により一定規模の確保が可能 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</p>
分担金	<p>地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例：土地改良事業分担金など) * 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p> <p>◆規模：受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性：特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担：受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
負担金	<p>1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 (例：下水道事業受益者負担金など)</p> <p>◆規模：受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性：特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担：受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例：市民センターの使用料など)</p> <p>◆規模：施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を個別に特定し負担を求める必要がある</p>
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例：住民票の発行手数料など)</p> <p>◆規模：施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を個別に特定し負担を求める必要がある</p>
寄附金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。(例：ふるさと納税、協力金など)</p> <p>◆規模：対象者の設定により一定規模の確保が可能 ◆安定性・継続性：善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい ◆受益と負担：善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</p>

(3) 他自治体における財源確保の事例

他自治体における主な財源確保事例は、次のとおり。

種類	自治体	名称	概要	収入(見込)額
地方税(法定外普通税)	熱海市	別荘等所有税	別荘等の延床面積 1 m ² につき 650 円	5.3 億円 (R1 予算)
地方税(法定外普通税)	太宰府市	歴史と文化の環境税	一時有料駐車場利用者の駐車行為 1 回につき ・二輪車:50 円 ・乗用車:100 円 ・マイクロバス:300 円 ・大型バス:500 円	0.9 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者 1 回につき ・定員 30 人以上の観光バス : 3,000 円 ・定員 30 人以上の一般乗合用バス : 2,000 円 ・定員 11 人以上 29 人以下 : 1,500 円 ・定員 10 人以下 : 300 円	0.1 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	富士河口湖町	遊漁税	河口湖で遊漁行為を行う遊漁者 1 人 1 日につき 200 円	0.1 億円 (R1 予算)
寄附金	山梨県、静岡県	富士山保全協力金	五合目から先に立ち入る来訪者 1 人あたり基本 1,000 円 (子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額)	1.4 億円 (平成 30 年度実績) 山梨県 0.9 億円 静岡県 0.5 億円
地方税(法定外目的税)	東京都	宿泊税	ホテルまたは旅館への宿泊者 1 人 1 泊につき ・宿泊料金 10,000 円以上 15,000 円未満 :100 円 ・宿泊料金 15,000 円以上 :200 円	28 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	金沢市	宿泊税	宿泊者 1 人 1 泊につき ・宿泊料金 20,000 円未満 : 200 円 ・宿泊料金 20,000 円以上 : 500 円	6.6 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	京都市	宿泊税	宿泊者 1 人 1 泊につき ・20,000 円未満 : 200 円 ・20,000 円以上 50,000 円未満 : 500 円 ・50,000 円以上 :1,000 円	41.6 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	大阪府	宿泊税	宿泊者 1 人 1 泊につき ・7,000 円以上 15,000 円未満 : 100 円 ・15,000 円以上 20,000 円未満 : 200 円 ・20,000 円以上 : 300 円	18.7 億円 (R1 予算)
地方税(法定外目的税)	福岡県、福岡市、北九州市	宿泊税	宿泊者 1 人 1 泊につき 200 円(内訳:県税 200 円。福岡市、北九州市においては、市税 150 円、県税 50 円(計 200 円)。ただし、福岡市において宿泊料金 2 万円以上の場合、市税 450 円、県税 50 円(計 500 円))	36.2 億円(見込) 福岡県 15 億円 福岡市 18.2 億円 北九州市 3 億円

4. 新たな財源の考え方(案)

(1)財源確保の手法

仙台市が今後も計画的に交流人口拡大施策に取り組むためには新たな財源が必要となるが、その財源については、一定規模以上で安定的かつ継続的に確保する必要があることや、宮城県がすでに宿泊税導入の方針を示していることを踏まえ、仙台市においても同様に宿泊税が適当であると考えられる。

(2)新たな財源として宿泊税を想定した場合の考え方

新たな財源確保策として、仮に仙台市が宿泊税を導入すると想定した場合の考え方について検討する。なお、検討にあたっては、宮城県が既に宿泊税導入の方針を示していることを踏まえ、納税義務者の税負担や宿泊事業者等の事務負担等について、十分に留意する必要がある。

これらを踏まえ、納税義務者、免税点・課税免除、税率、徴収方法、課税期間の各項目について検討する。

【これまでの検討会議での意見】

-
-
-

① 納税義務者について

宿泊税の先行導入自治体の事例では、東京都を除くすべての自治体において、ホテル・旅館のほか、簡易宿所及び民泊を課税対象に含んでいる。また、宿泊客は宿泊施設の形態にかかわらず公的サービス等を享受する程度は変わらないと考えられる。

以上のことから、ホテル等のほか、民泊にも課税することが適当であると考えられ、納税義務者はそれらの宿泊施設への宿泊者とすることが適当である。

<先行導入自治体の事例(納税義務者)>

自治体名	納税義務者				課税標準
	旅館業法に規定するホテルの宿泊者	旅館業法に規定する旅館の宿泊者	旅館業法に規定する簡易宿所の宿泊者	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業にかかる施設の宿泊者	
東京都	○	○			宿泊数
大阪府	○	○	○	○	宿泊数
京都市	○	○	○	○	宿泊数
金沢市	○	○	○	○	宿泊数
福岡県	○	○	○	○	宿泊数
福岡市	○	○	○	○	宿泊数
北九州市	○	○	○	○	宿泊数
倶知安町	○	○	○	○	宿泊料金
宮城県(案)	○	○	○	○	宿泊数

【これまでの検討会議での意見】

-
-
-

② 免税点・課税免除について

免税点については、東京都と大阪府の事例及び宮城県の制度案において、一定の宿泊料金未満の場合は課税の対象とならない仕組みとしているが、その他の先行導入自治体においては、免税点を設けていない。

課税免除については、京都市及び倶知安町の事例において一定の要件で免除される仕組みとなっているが、その他の先行導入自治体においては設けていない。

仙台市においては、宮城県の制度案と異なる制度とした場合、宿泊事業者の事務負担が増大することが懸念される。

以上から、免税点及び課税免除については、宮城県の制度案を踏まえ、宮城県と十分に協議のうえ、慎重に検討することが望ましい。

<先行導入自治体の事例(免税点・課税免除)>

自治体名	免税点	課税免除
東京都	10,000 円	なし
大阪府	7,000 円	なし
京都市	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に係る宿泊
金沢市	なし	なし
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
倶知安町	なし	・ 幼稚園、小・中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員 ・ 職場体験またはインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生
宮城県(案)	3,000 円	なし

【これまでの検討会議での意見】

- 高体連や中体連など、スポーツ関連の宿泊も多く、勝ち進めば負担が大きくなることに配慮が必要ではないか。
-
-

③ 税率について

税率については、宿泊料金に対し一定割合の税率を設定する「定率制」と、定額の税率を設定する「定額制」があり、定額制はさらに、宿泊料金に応じた税率を設定する事例が見られる。

俱知安町においては定率制となっており、その他の事例ではいずれも定額制となっている。福岡県及び北九州市以外は、宿泊料金に応じた税率を設定している。

仙台市においては、宮城県と仙台市がそれぞれ課税した場合に、納税義務者の税負担が著しく過重とならないように配慮する必要がある。また、宿泊事業者等の事務負担が増大しないように配慮する必要がある。

以上から、税率については、宮城県の制度案における税率の範囲内において、仙台市域の宿泊者とそれ以外の地域の宿泊者の間で税負担が異なる状況が生じることのないよう、宮城県と十分協議のうえ、慎重に検討することが望ましい。

<先行導入自治体の事例(税率)>

自治体名	税率(税額)
東京都	10,000 円以上 15,000 円未満 : 100 円
	15,000 円以上 : 200 円
大阪府	7,000 円以上 15,000 円未満 : 100 円
	15,000 円以上 20,000 円未満 : 200 円
	20,000 円以上 : 300 円
京都市	20,000 円未満 : 200 円
	20,000 円以上 50,000 円未満 : 500 円
	50,000 円以上 : 1,000 円
金沢市	20,000 円未満 : 200 円
	20,000 円以上 : 500 円
福岡県	200 円 (福岡市及び北九州市は 50 円)
福岡市	(福岡県の課税 50 円に加え)
	20,000 円未満 : 150 円 20,000 円以上 : 450 円
北九州市	(福岡県の課税 50 円に加え) 150 円
俱知安町	1 人、1 棟、または 1 部屋の宿泊料金の 2% ※各宿泊施設の宿泊料金の算定方法によって選択。
宮城県(案)	3,000 円以上 : 300 円

【これまでの検討会議での意見】

- 定額の場合、宿泊料金が安いと相対的に負担が大きくなるため、定率制が良い。
- 多くの付加価値を享受した方に多くの負担をお願いすることで、さらなる付加価値向上につなげていくためには、定率制が良い。
-

④ 徴収方法について

先行導入自治体の事例では、いずれも徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。また、仙台市が個々の宿泊者から直接徴収することは現実的ではない。

以上により、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等とすることが望ましい。

なお、宮城県と仙台市がそれぞれ宿泊税を課税する場合は、宿泊事業者等の事務負担軽減のため、賦課徴収をいずれかに一本化して行うことが望ましい。

<先行導入自治体の事例(徴収方法)>

自治体名	徴収方法
東京都	宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収による
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上
福岡県	同上 (※)
福岡市	同上 (※)
北九州市	同上 (※)
倶知安町	同上
宮城県(案)	同上

(※) 福岡市内、北九州市内では、各市において賦課徴収を一本化して実施。

【これまでの検討会議での意見】

- 事業者の負担を考えると、入国税や出国税のように空港や駅で宿泊者から直接徴収することも考えられるが、現実性の課題もあり、慎重に検討が必要。

-
-

⑤ 課税期間について

全ての先行導入自治体の事例において、定期的に制度のあり方を検証することとして課税期間を定めている。仙台市においても、定期的に検証と見直しに取り組む必要があるが、仮に宮城県と見直し時期が異なる場合、宮城県と仙台市で制度が異なる時期が生じることにより、宿泊事業者等に負担がかかる可能性が考えられる。

以上により、課税期間は5年間とし、5年ごとに制度のあり方の検証をすることが望ましい。

<先行導入自治体の事例(課税期間)>

自治体名	課税期間
東京都	5年ごとに見直し
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上
福岡県	条例施行後3年、その後5年ごとに見直し
福岡市	同上
北九州市	同上
倶知安町	5年ごとに見直し
宮城県(案)	同上

【これまでの検討会議での意見】

-
-
-